

6 都柔整第 98 号
令和 7 年 1 月 22 日

会員各位

公益社団法人東京都柔道整復師会
会 長 瀧澤 一裕
保険担当理事 樽本 修和
保険担当理事 山本 清

現行の支給申請書を使用する場合の
「長期・頻回」の「継続月数」の記載方法について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和 6 年度料金改定の令和 6 年 10 月 1 日からの施行に係る標記について別添のとおりお送りいたしますので、ご参考にしてください。

敬具

※ご不明な点がございましたら、都柔整へお問い合わせください。

(03-3815-0811)